

第 1 回、第 2 回条例部会での協議で積み残した主な項目

H18.3.13 市民生活課

「第 3 回で素案の最終的な検討」 議論を尽くしてないため、具体的な内容についての意見交換を行なってから、指針か、条例かの方針を決め、素案を作成する。

「わかりやすいものにしたい」

- ・ 平易でやわらかいことば 条例だと用語に法制執務的な縛りがある。
- ・ 抽象性より具体性 理念重視だと抽象的に、施策重視だと具体的になりやすい。
- ・ 市民にとってはツール ツールを重視すると、理念が相対的に軽くなる？

「単なる市民活動支援策ではなく、市民活動を推進する手段としての協働」 市民活動の推進（自発的・自立的な発展）によって広義の協働を推進するということ。狭義の協働は市民活動の推進の手段にもなる。

「市民活動条例は自治基本条例・市民参画条例のアクションプラン」 単純に上下の関係ではなく、市民参画の一部としての市民活動と（狭義の）協働の推進にかかるアクションプラン的位置付け？

「市民自身による宣言的なもの」 市民自身が主導してつくるべきもの。今回の対象外。

「協働することによって社会的課題を解決しようとするとき、何を保障するのかを議論すべき」 （今後の協議事項。協働における対等性の保障？ 提案権？）

「誰が何のために、を市民参画条例に入れてほしい」 （今後の協議事項）

「理念を重くする必要・・・指針の中で普遍的な部分を市民活動条例で条例化」 （今後の協議事項）

静岡市市民活動推進協議会条例部会